

令和3年第7回沖縄県教育委員会会議（定例会）議事録

1 開会及び閉会に関する事項

令和3年6月10日 午後3時開会
午後4時40分閉会

2 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

教育長 金城 弘昌 委 員 照屋 尚子 委 員 上原 勝晴
委 員 山里 清 委 員 藏根 美智子 委 員 小濱 守安

(2) 欠席委員

なし

3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育支援課長	大城 勇人	学校人事課長	安里 克也
県立学校教育課長	玉城 学	義務教育課長	目取真 康司
保健体育課長	城間 敏生		
県立学校教育課 特別支援教育室長	古我知 博樹	学校人事課 サービス・選考試験班長	東 哲宏

4 議事関係

オンライン会議の開催にあたって通信状況の事前確認を行った。

(1) 開会

金城教育長が開会を宣告した。

(2) 議事日程の決定

議事日程は会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

(3) 令和3年第6回議事録の承認

全会一致で、令和3年第6回議事録を承認した。

(4) 議事録署名人の指名

金城教育長が、上原委員を議事録署名人に指名した。

(5) 報告事項

報告事項1 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「財産の取得について」に対する意見）

【説明（教育支援課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「財産の取得について」に対する意見）について報告を行った。

【質疑等】

○ 山里委員 今回、1万台あまりの台数が整備されることになり大変よかったと感じております。一方で、別の話になりますが、現在実施されているコロナワクチンの接種で、高齢者の方々には情報のリテラシーや情報機器を扱う能力に差が生じており、パソコンやスマートフォンの操作になれていない人とそうでない人で、ワクチン接種の予約における格差がかなり目立ちました。極端に言うと、この格差が命に関わるような万が一の場合につながる可能性が出てくるかもしれません。これは極端な例ですが、高校生や義務教育も含めた子ども達に対して、タブレットが整備されICTが推進されるという事はいいのですが、一人一人のIT操作能力に差があると思います。例えば、タブレットを家庭に持ち帰ることとなった場合、保護者の方々の認識や子ども達へのアドバイス等についても当然差が出てくると思いますので、その対策は教育支援課がしっかり検討して県立学校に配布していただきたい。また、提供する側からはタブレットが使いづらいかどうかは気付きにくいので、配布したあとに生徒や保護者からフィードバックをしてもらいたい。実際に使ってみて、単純なことではあってもスイッチの場所や操作方法など、普段から機器に触れない人は難しいと感じるし、逆にスムーズにできる方々もいます。従ってその標準的な操作能力を全ての子ども達や保護者に身に付けてもらうためには、ユーザーの意見を聞かなければどこをどのように改善していけばいいのか、どのようなパンフレットや手引き書を作ればいいのかということも把握できないと思います。機器メーカーの説明書だけでは最近のパソコンは扱うのがなかなか難しいため、機器を渡して終わりではなく、極端に言えば手取り足取り教えなければならない部分も出てくると思います。このような意見はユーザーからの声がなければ把握して改善することもできないと思いますので、1万台が本当に有効活用されるように、是非その点についても、配慮をお願いします。

○ 教育支援課長 ご提言ありがとうございます。お話にありましたように、児童生徒については配布する端末を貸し出す際に、情報モラルや情報セキュリティが非常に重要なポイントとなってきている部分もございます。昨今ではスマートフォンやインターネットの長時間使用による問題や、コミュニティサイトでの被害の増加に伴い、児童生徒に対する情報モラルセキュリティの教育がとて重要な取り組みとなっております。このことから、県立総合教育センターでは、教職員向けではございますが、法定研修、夏季研修を通して、児童生徒の発達段階における研修に取り組んでいるところです。この研修を通して、学校現場から生徒にお伝えしていきたいと考えております。また、端末の使用方法等について、県立学校においては、家庭内での使用の仕方、例えば学習以外には使用しない、30分利用した場合は必ず目を休める、就寝時間の何分前には端末の使用をやめるということをして「しおり」にして、貸し出す際には生徒に確認をとるようにお伝えしております。一方、使用方法によって機械が壊れるといっ

た問い合わせを受けることも想定しまして、しおりの中にはトラブルがあった場合には教育支援課に問い合わせくださいということもお伝えしているところです。引き続き、生徒のみなさんが学びを止めることがないように、こちらとしても支援していきたいと思っています。よろしく申し上げます。

- 藏根委員 昨日、開邦高校に、教育支援課長が来校された際に、オンラインが充実している開邦高校について、未来の学校のようにと発言されたと言いました。その未来の学校の様子を少しお話してください。
- 教育支援課長 県立学校のオンラインの状況や回線の接続状況はどうなっているのかということを含めて、課題を一つずつ解決していくために伺いました。教職員の皆さんが積極的にライブ配信を使って生徒とやりとりを行い、教育の中身そのものも一人で考えるわけではなく、グループ内でそれぞれディスカッションをして質を高めているというところが多く見受けられました。家庭にオンライン環境がない子どもも学校に来てもらって、学校の休業が終わった後も自分たちの生活リズムができるような取り組みをいろいろ行っていました。美術の先生が試行錯誤している話などを聞き、現場に行ってはじめて、デジタルではない世界が遠隔においてもうまくやっけていける可能性がみえたように感じ、非常に感銘を受けました。開邦高校の先生方にはお時間をいただき、とても勉強させていただきました。
- 藏根委員 開邦高校の校長をはじめ先生方は、未来の学校のようにと言われてすごく嬉しかったようです。以上です、ありがとうございました。
- 上原委員 今回の報告は財産の取得となっていますので、低所得世帯の高校生の対応を確認したいのですが、学校内で使う際には支障はなくても、家庭に持ち帰った場合の通信環境とその支援等も考えていますか。また、全教員が完全に活用できるわけではありませんので、指導のための支援等も必要になると思います。端末整備と並行して例えばアドバイザーを配置するなど、いろいろな支援策があると思いますので、そのような計画がありましたら教えてください。また今後、端末の耐用年数もあるため次の整備計画が出てくると思いますが、次の計画等がありましたら教えてください。
- 教育支援課長 委員ご指摘のとおり、端末を持ち帰る場合、どうしても家庭での通信費の問題が出てきます。通信費につきまして、義務教育においては就学援助制度、県立高校においては奨学のための給付金の中で、通信にかかる費用も対応しているところです。また、生活保護世帯についても生業扶助の中で対応していると話を伺っておりますので、環境を整えられない生徒に関しても、そのような支援を活用してオンライン教育をすることが可能だと考えております。そして、教職員向けの支援についてですが、県立学校の先生方に対するICTで授業ができるかというアンケートでは、77%程度は可能であるという回答があったと思います。ですが、やはり急な取り組みになっていますので、今後はICT支援員を配置いたしまして、3月までに一校あたり8回程度の支援をしていきたいと思っております。また、今後の対応についてです

が、現在1.6人に1台ということで1人1台の達成ができておりませんが、引き続き、1人1台の整備ができるように今後検討を重ねていきたいと思っております。なお、端末ですので今後入れ替えという話が出てくると思いますが、これにつきましても、GIGAスクール構想と同様に県立の制度についても、全国教育長協議会、九州教育長協議会等を通して支援を求めていると考えております。

- 上原委員 一回やって終わりということではなくて、端末機器ですから、入れ替えないといけない場合も出てくると思います。課長が言ったように未来の学校という話もあり、今後もそれを使って学習していくことが十分考えられますので、長期的な計画も作っていると思いますが、そのような計画も示しながら、学校が安心して学習を進めていけるような配慮があってもいいと思いますので、よろしくをお願いします。
- 教育支援課長 ご提言ありがとうございます。取り組みが始まったばかりですので、課題が少しずつ出てくると思いますが、その課題に対応しながら将来の教育のあり方、情報を使った教育のあり方についてもできる限り支援していきたいと思っております。

報告事項2 令和3年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験の志願状況

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、令和3年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験の志願状況について報告を行った。

【質疑等】

- 蔵根委員 志願者が去年に比べて341名減少しているということですが、年々減っている中でも341名の減少数は多いと感じます。コロナ禍で皆が公務員志向になると思いましたが、減少している理由は何でしょうか。
- 学校人事課長 減少している理由として考えられるのは、近年の教員の長時間勤務等に関するイメージが影響しているのではないかと考えております。そのため学校の働き方改革を進め、教職の魅力向上を進めていきたいと考えております。
- 蔵根委員 教師は子どもの側におり、最大の教育の環境であるため、課長が説明したとおり、働き方改革も視野に入れながら対応していただきたいと思っております。また、採用試験について、教員の資質のない先生がなぜ受かったのかという意見も時々聞かれます。教員の資質として必要なのは、教育愛、子どもを丁寧に大切に育てるという気構えをふまえていることです。加えて、人間性、専門性と言われますので、この採用試験で子どもたちの健やかな成長に貢献する人材をしっかりと選考してほしいと思っております。これは毎年ずっと言い続けるしかないと思っておりますが、それを踏まえて取り組んでほしいと思っております。よろしくお願いいたします。
- 照屋委員 志願者が去年に比べて341名減少していますが、その中でも特別支援の免許を取得している方は年々増えているという印象を受けます。ですので、先生方の質

の向上につながるのではないかと期待をしております。そこで、特別選考等には1から3までありますが、志願する場合、1、2、3の三つとも該当する方はいらっしゃるのでしょうか。

- 学校人事課東服務・選考試験班長 今のご質問にお答えします。今年度3つとも該当する方はいません。加点制度についてですが、沖縄県では、加点上限である20点まで複数適用が可能です。
- 山里委員 前にもお話ししましたが、志願者が減っているということはそのような傾向にあるということで伺っておりますが、しかしながら沖縄県の場合、まだ倍率は減少傾向に達しておらず、そこまで危機的な状況ではないため、課長が説明されたように今後教員を目指す学生たちに教員の魅力をしっかりアピールをしていてもらいたいと思います。一方で、ここ2、3年、公務員も含めて優秀な人材が民間に流れている傾向があります。教員は後述する要因以外にも別の要因で減っている面があるかもしれませんが、定年まで勤められるという安定した職場環境に、若者たちが昔ほど魅力に感じていないということがあると思います。もちろんそれを払拭していくというのも一つの大きな方法だと思いますが、もっと腕を広げて幅広くリクルートしていくということも優秀な人材を集める手段になると思います。以前から感じていたことですが、日本の就職はどうも一本道といえますか、大学を卒業して就職し、そこから一旦外れると中々最初の職業以上の活躍ができる場所に行けないため、再就職がかなり厳しくなっているという状況にあり、いろんな技能を持った方が次の職場でその技能を活かせないということが教員に限らずあると思います。しかし、蔵根委員も仰っていますが、生徒を育てる一番の基本はやはり先生という人材ですから、適正な教員の資質を持つ人材を集めるためには、例えば民間企業の経験をしっかり身につけた方々を40歳からでもいいので、途中からリクルートすることも必要だと思います。沖縄県では教員採用試験の年齢上限を45歳まで上げているので、試験を受けようと思えば受けられますが、そのようないろいろな経験を持った方々の中で本当に教員に適性を持つ先生方を集める工夫も必要だと思いますし、沖縄県だけに限定せずに沖縄で教員をしたいという県外の学生や、現時点では県外の民間企業にいて将来は教育の場で活躍したいという方々にも対象を広げてほしいと思います。これから志願者はおそらく減少していく傾向にあると思いますので、早め早めにそれに対応したリクルートのあり方を研究していただきたいと思います。お願いいたします。
- 上原委員 山里委員とほぼ同じ意見になりますが、この志願状況内訳をみますと小学校が最も減少しています。総数が多いことが原因かもしれませんが、いわゆる新卒の部分が減少しているようにも感じられますので、何らかの手立てを講じなければいけない。学校人事課の所管でなければ関係課と連携し、教員を確保するための魅力ややりがいなどを数多く発信するような取組が早急に求められています。減り方が大きくなってから必要な取組を検討するのではなく、今から準備をしていくというのがとても大事だと思います。皆さんご承知のとおり、本県は人材育成が県づくりの大きな柱であり、それを踏まえて取り組むことが極めて大事だろうと思いますので、そのような計

画があれば、一端でかまいませんので説明をお願いします。

- 学校人事課東服務・選考試験班長 今のご質問に対してですが、沖縄県の教員採用試験の受験者のほぼ9割が県内在住者であり、県外から受験される方は1割程度となっております。先ほど学校人事課長から説明がありましたように、働き方改革を進めることと同時に魅力の発信も行っていきたいと考えています。特に教職については他の分野と違いまして、教員を養成するプロセスもありますので、例えば県内の大学と教員養成の早い段階から連携をし、沖縄で教員になるという意思を固めていくような取組を行いたいと考えております。志願者数は全体として依然高い数値ではありますが、小学校の減り方が特に大きいという意見もあり、小中学校の競争倍率が次第に落ちてきていますので、これも早めに取り組んでいく必要があると考えております。
- 上原委員 よろしく申し上げます。また、採用試験に合格していない多くの方々が補助教員、臨時教員や講師として学校現場でいろいろな業務を担っており、魅力ややりがいを持って働いていると思います。そういう方々が採用試験において良い結果が出た際には、採用してほしいと考えていると思います。大学生に対する志願者が増えるような取組はもちろん必要ですが、学校現場で現に勤めている本務ではない先生方についても、何らかの支援が必要だと思っておりますので、ご検討お願いしたいと思っております。

報告事項3 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県立学校における新型コロナウイルス感染症対策のための一部臨時休業について）

報告事項4 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県立学校における新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業について）

【説明（県立学校教育課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県立学校における新型コロナウイルス感染症対策のための一部臨時休業について）及び教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県立学校における新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業について）報告を行った。

【質疑等】

- 藏根委員 人類はウイルスとの戦いであるという文献があり、今回はまだウイルスには勝てておらず、やむをえない臨時休業に至りましたが、その中で学校としては学びの保障ということで、課長が説明したとおり自宅学習においてはオンライン授業を活用し学習支援を行うこととされております。先ほど教育支援課長に開邦高校の件をお聞きしましたが、県立高校のオンライン授業の状況と、今日の新聞に糸満小学校の件が掲載されておりましたが、オンラインに対応できるのは全体の1.5%だという記事が掲載されておりましたので、義務教育におけるオンライン授業の状況を現在どのように把握しているか説明をお願いします。
- 県立学校教育課長 県立学校においては、昨年度の長い休校時からオンラインの取組を推進しており、今年度に休校措置が取られた場合はオンラインによる学習支援を準

備しておくよう各学校長にお願いをしていたところです。したがって、今回の休校においては、昨年度と比較してかなり学校の準備が整っており、県立学校においてはかなり進んでいるという印象を持っています。オンラインによる動画の配信や、あるいは学習支援ソフトのチームズやホームズを使って、可能な限りオンラインを活用した授業や学習を支援しているところでもあります。また、一部の県立高校においては、民間の学習支援アプリを組み合わせて学習支援を行っている学校もあり、休校期間中の具体的な対応状況については現在調査中です。

- 義務教育課長 休校期間中の授業のオンライン活用状況ですが、4月末時点でオンライン授業が可能であるかの調査を行った際に、委員がおっしゃるとおり1.5%という低い調査結果が出ました。この理由としては、まだ端末が届いたばかりでその管理体制が不十分であること、先生方が集まって一定の研修を行う時間等がなかなか持たないこと、校内のWi-Fi環境の整備状況が市町村によって差があるということが大きな要因となって、このような調査結果になったと考えております。しかし、休校期間に入った時点で、先ほど話が合った糸満小学校のように、ほぼ全校生徒がオンラインに繋がる状況を実現している学校もあります。今後は休校期間中ではありますが、毎日2、3校訪問しており、取組が遅れている学校に対してそのような先進的な取組をしている学校の情報を積極的に発信していきたいと考えております。
- 蔵根委員 ありがとうございます。県立学校教育課長からオンライン授業の準備をしておくようにと話を受け、名護高校も準備を行って既に1から3校時の授業はオンラインで対応しており、スマートフォンは目を酷使するため4から6校時の授業はクラッシィやホームズを使いながら自学学習としていると聞いております。また午後になると、先生方は午前中のオンライン授業の検討会をオンラインで行っており、このような良い取組を広めていってほしいと思います。オンラインだけだと一人になるので、オンラインと対面授業のいいところ取りのハイブリッド授業を目指してやっていただきたい。糸満小学校は既にオンラインですが、ある学校は、例えば道德の授業で心情曲線をタブレットの中で描いたり、図工の時間に絵画を出させたり、授業の中での使用することに慣れてきつつあるということです。あと一週間時間があれば、オンラインに対応できたという学校も結構あるようで、未来の学校に向けてオンライン授業を広めるためにたくさん挑戦していってほしいと思います。昨年コザ高校を訪問した際に、先生方がスマートフォンで私達に説明しながら、自分の学級の勉強も同時に進めることが出来ると説明していましたので、そのようなオンラインの良さ、リモートの良さを十分に生かしてほしいと思います。お疲れ様でした。
- 照屋委員 県立学校の臨時休業に伴い、市町村の小中学校も休校となりました。義務教育課長や蔵根委員からもお話がありましたが、学びの保障について、特に小学校で気になる事案がありました。ICTを使った学習は説明があったとおりに準備が間に合わなかったと思いますので、ほとんどの小学校は従来どおり、算数や国語のプリント、ドリル、また音読、頑張りノートなどの具体的な課題の提示があったと思います。しかし、残念ながら一部のある小学校の低学年において、全ての教科で自主学習という

課題が出されている学校がありました。この課題の出し方では、しっかり取り組める子と取り組めない子で格差が生じると思いますし、説明にあったように糸満小学校のような先進的にICT教育に取り組んでいる学校との格差も生じるのではないかと懸念しております。通常、指導内容は週案等に記録して管理職に提出していると思いますが、今回のような臨時休校措置の課題について、週案のようなもので管理職まで報告なされているのか、それとも学年やクラス担任に任せられているのかがわからないので教えていただけますでしょうか。

- 義務教育課長 全ての教科、または全ての時間が自主学習で行われている学校があるという先ほどのお話については、その内容、経緯とも把握できておりませんが、全ての学習を子ども自身が自分で考えて進めるということに関しては、やはり大変難しいのではないかと考えております。やはりある程度、学校から一日の流れ、または教科の課題等を示してあげないと、特に低学年においてはなかなか自分で考えてということは難しいと思います。ただ一方で、オンラインで自分の学習が進められるソフトを利用して、自分の課題に合わせながら進めているという市町村もあることから、ひよっとするとそのことが自主学習という表現になった場合もあると思っています。しかし、そうであったとしても、そのような学習形態は一日中できるということではありませんので、やはりある程度全ての教科を網羅しながら進めていく必要があると考えております。また、週案等に関しましては、課題を与える計画であったにしても、授業と代替するような休校期間中でありますので、休校中の学習の計画を週案として書いてあるものと捉えております。したがって、そのような計画に基づいて適切に進められていくべきだと考えており、我々も各学校の情報を把握しながら、適切に進められるように助言して参りたいと考えております。
- 照屋委員 よろしくお願ひします。是非、地域格差が出ないように、先進事例も先ほど説明があったように紹介していきながら進めていただきたいと思います。
- 小濱委員 臨時休校の一番の目的は感染の抑え込みだと私は理解しているのですが、沖縄県は10代以下の感染者が着実に増えていたはずですが、臨時休校を始めて、その後効果が出ているのでしょうか。むしろ、子ども達の行き場が無く、子ども達同士で集まってというような、逆にもっと密な関係ができていないのではないかと危惧しているのですが、把握しているのであれば、10代の子ども達の流行状況、改善状況について教えていただきたい。
- 保健体育課長 児童生徒の感染状況につきましては、沖縄県全体の増え方に沿って若干増えてきている感じがあります。ただし児童については、家庭内感染が主な感染経路になっており、高校生に関しましては家庭内感染とそれから行動範囲が広いということもありまして、感染経路が不明なケースがございます。本日の新聞にもありましたように、浦添市内の高校と糸満市内の高校でそれぞれ1件が学校内のクラスターと報告されております。特に休校措置によって、感染状況が大きく改善したという手応えはまだありませんが、増加には一定の歯止めがかかっていると見ております。

- 小濱委員 やはり本来の目的を達成するために、高校生の外出を徹底して抑制するような指導などを、学校を通して各方面に重点的にやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。
- 山里委員 今の小濱委員の話に関連しますが、現時点の沖縄県の感染状況というのは全国に比べて減少が鈍化傾向にあり、10万人あたりの感染者数は突出してかなり多くなっています。そして、新規患者数が三桁を切らないので、やはりその保護者や児童生徒の皆さんは、本当に20日で休校が終わるのかということを懸念しています。6月20日までにはあと10日しかなく、残り10日で例えば1日50名を切る状況になるかというとなかなか厳しいのではないかと感じます。一方で小濱委員がおっしゃったように、一つは10代20代の感染者数が増えているということ、それから今の変異株、特にインド株等については若年者の感染のリスクが高いということがありますので、逆にそこを抑えれば全体の感染者が減るのではないかとということで、他県では64歳以下、あるいは小規模の市町村では高校生もワクチンを打つ状況になったということは、コロナウイルスに対する理解が少しずつ変わってきており、その対応策もピンポイントにできるようになってきている。その意味では、今回の休校措置は若年者の感染を広げない、それから若年者の感染が広がらなければ家庭内の中高齢者の感染等も減っていくという流れができていくと思います。しかし、そうは言っても、なかなか新規感染者数が減っていない状況にあって、あと10日で休校を解除して時差登校等に変えた場合、学校に子ども達が登校するようになると思いますが、一つはこの6月20日の休校措置の期限についてはどのように考えているのか。もう一点は先ほど義務教育課長からもありましたように、家庭学習と同時に生活を乱さずに自律をしていくという点ですが、率直に言ってここ数日間道を歩いていると、昼間にもかかわらず小中学生が外に出ていて、授業はどうなっているのかと心配になります。当然オンライン対応をしてない学校だと思うのですが、家庭の中のいわゆる授業時間と私的な時間の切り替えが子ども達にはなかなかできていなくて、逆に自転車で5人程度が固まって走行したり、公園ではマスク無しで話している子ども達もいました。一部かもしれませんがそのような状況もある中で、6月20日までにどのような実行性のある感染症対策が取れるかということが大事だと思っています。これは先生方の負担につながるので、個人的な私の意見ということで結構ですが、子ども達がよく集まる場所は県立学校教育課長や義務教育課長も普段から指導等でご存知だと思いますので、そのような場所を実際に見回って指導しているのかということと、見回りが教育委員会の所管でないのであれば、警察やあるいは地域のいろいろな団体に協力してもらい、休校だからということで子ども達が数名のグループで集まって、感染症対策も不十分でおしゃべりをしている、あるいは遊んでいるということについて、見回りなど実行性のある対策をされているのかどうか。6月20日の時点でどういう状況であればこのまま休校を終えて、次のステップや対策に移行するのかということと、現状あと10日しかないのもう少し強力な体制を取るとということであれば、子ども達が家にいるべき時間帯に家にいるための方策として何をしているのかということをお教えしてもらいたいと思います。お願いします。

- 県立学校教育課長 まず1点目は休校の延長の判断に関するご質問ですが、我々としては、冒頭申し上げたとおり、緊急事態宣言下においても学びを継続したい、一斉臨時休校は行わないという方針でやってきたのですが、コロナ対策本部から、医療機関の逼迫という点から登校を止めてほしいと要請を受け、流行していない地域、いわゆる感染が起こっていない地域については開校しようという考えで、4校は通常、あるいは、分散登校を実施しております。従いまして、6月20日以降についてはできるだけ開校したいと思っておりますが、感染状況によっては再度コロナ対策本部との調整が必要になってくると思っております。もう1点の生徒が休校中に外に出歩いているかということについては我々も危惧しております、メッセージを出した方がよいという教育長の指示を受けて、教育長メッセージを各学校に配布しました。その中に、今回の目的をしっかりと理解して不要不急の外出を避けて自宅で過ごすように心掛けてくださいというメッセージを添えて、全ての生徒や保護者に周知するようにお願いしております。確かに現時点でも学校や地域の方から子ども達が外に出ているという指摘があり、学校は直ちにその場所に行って子ども達を指導しているというのが現状でありまして、先生方にはオンライン授業もしながらそういうところも対応していただいているのですが、是非とも、地域一丸となって、取り組んでいきたいと考えております。もう一点は、県警からも見回りの際はしっかりと指導していくという協力をいただいているところであります。私から以上です。
- 義務教育課長 義務教育についてですが、委員がおっしゃるように、小中学生は発達段階を考えると、自律してオンとオフをしっかりと切り替えるということはなかなか難しい側面がございます。特に、共働きで子ども達だけが在宅であるという場合においては、それを自制することが難しい場合があると思います。しかし、学校におきましては、定期的に電話を入れて児童生徒がどのように家庭で過ごしているのか確認したり、オンラインはできなくてもメールのやりとりを行っていたり、学校の規模によっては家庭訪問も行いながら状況を把握しております。加えて、小中学校によっては地域との連携が密にできる状況にありますので、民生委員の方が地域の見守りもやっていると聞いております。しかし、全てが把握できている状況ではございませんし、先ほど県立学校教育課長からもありまして、当課にも子どもが外に出ているという電話もあります。引き続き、市町村と連携しながらこの事態を改善していくように取り組んでいきたいと思っております。
- 山里委員 大変だと思いますが、是非子ども達のために頑張っていただければと思います。ありがとうございます。
- 上原委員 両課長の話聞きまして、子ども達を中心に一生懸命取り組んでいると強く感じました。引き続き、取り組みを強化していただきますようお願いいたします。今回の取り組みについて3点要望がございます。1点目は小濱委員、山里委員からもございましたが、臨時休業の目的は感染拡大防止ですので、そのことを踏まえると学校教育だけの問題ではありません。家庭も社会も3つとも教育に関わる全県民が取り組む必要がありますので、感染を防ぐために皆が統一してできるようなことを義務教育課

や県立学校教育課だけではなく、知事部局も含めた全庁体制で取り組み、社会全体で取り組むことを更に徹底することが強く求められていると思います。臨時休業したのは学校だけの問題では決してなく、社会全体で取り組んでいきましょうと呼びかけてほしいと思います。2点目は学習が遅れないということが他の委員からありましたが、今後は子ども達の、特に心身に関する問題が出てくると思います。今は休校が短い期間ですから授業をどうするかということが大きくなっているのかもしれませんが、やはり子供達もストレスを抱え、遊べない、運動が足りない等のいろいろな問題が出てくると思います。今後はそのような心身のケアや様々な対策も出てくると思いますので、どうしても両課だけの問題ではなく、やはり総力を上げてそのようなことにも配慮していかなければなりません。学校教育というのは知識や技能だけではないと思いますので、この辺にも焦点を当てながら取り組んでいただきたいと思います。最後ですが、今日の報告事項4点全てに共通しているのは、具体的に対応しているのは先生方ということです。教職員が超多忙になるということが多々想定されますので、その辺も含めて先生方の健康も状態も確認し、あるいは支援体制を構築していきながら、子ども達が学校に戻ってきた時に、皆一緒に頑張りましょうという環境を作っていただきたいと思います。どうしても先生方の負担が大きくなっていきがちですので、是非話し合っていていただきたい。以上です。

(6) 議案審議

議案第1号 沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

【説明（県立学校教育課長）】

資料に基づき、沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について報告を行った。

【質疑等】

- 照屋委員 那覇みらい支援学校がいよいよ開校に向けてスタートしているところですが、新学習指導要領に基づいた教育過程で地域に開かれた特色ある学校が開校できますように期待をしまして、何点か要望があります。まず、島尻特別支援学校が平成23年に校舎改築を行いました。数年後に教室不足で増築を行っています。また美咲特別学支援学校においては幼児児童生徒数の増加で、平成26年にはなさき分校に分離しましたが、現在は美咲特別支援学校においては分離前の数を上回る幼児児童生徒数となっています。そして、分校として開校したはなさき支援学校においては8年間で開校時の倍の幼児児童生徒数に膨れ上がっています。また、知的障害の支援学校の高等部に入学した生徒の一部には、不本意入学のために不登校になっている生徒もいると伺っております。新設校の那覇みらい支援学校ではこのような事が起こらないように市町村就学支援委員会に諮る前に、各小中学校でしっかり生徒児童一人一人のアセスメントを行って、校長先生のリーダーシップのもと校内委員会で検討して児童生徒の意思に沿うような支援を行っていただきたいと切に願っています。

す。あと一点は質問なのですが、那覇みらい支援学校高等部の入試問題作成や受験はどこで行われるのかお伺いします。

- 県立学校教育課古我知特別支援教育室長 特別支援教育室の古我知です。入試につきましてはこれから検討を進めていくところではございますが各母体校の校舎、教室を借用しまして入試を実施していく予定でございます。以上です。
- 照屋委員 入試問題は各学校で作成していると伺っていますが、那覇みらい支援学校の場合はどうなるのでしょうか。
- 県立学校教育課古我知特別支援教育室長 それも母体校と連携しまして、作成を那覇みらい支援学校で進めていく予定です。

【採択の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第2号 県立学校処務規程の一部を改正する訓令について

【説明（県立学校教育課長）】

資料に基づき、県立学校処務規程の一部を改正する訓令について報告を行った。

【質疑等】

- 質問なし

【採択の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第3号 令和4年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

【説明（義務教育課長）】

資料に基づき、令和4年度に使用する教科用図書の採択基本方針について報告を行った。

【質疑等】

- 山里委員 これまでの経緯を確認したいのですが、令和2年度に教科書が採択されて、今年度から使用していることですか。
- 義務教育課長 そうです。
- 山里委員 そして今回、自由社の教科書が新たに発行されたので、歴史に関しては採

採替えが可能となったということだと思いますが、仮に採替えが行われた場合、今使っている教科書を昨年度もらった、現在の2年生3年生の生徒達の教科書も変わるということですか。

- 義務教育課長 おっしゃるとおり、採択地区において、今回の自由社の教科書について審議された結果、採替えを行うと決定した場合は、今使っている教科書から新たに次年度から自由社の教科書に変わるという事になってきます。
- 山里委員 学習指導要領で全体としては教えるべき内容は決まっていますが、教科書によって細かいところはいろいろ違います。そうすると引き継ぐ際に次の項目からは別の教科書で習うことになると思うのですが、教科書を変えることによって子供達が混乱する等の不便さは出てきますか。
- 義務教育課長 例えば、今回の自由社の教科書について、不合格になった理由等はホームページ等で掲載されていますが、内容に関する欠陥が著しく多かったために教科用図書として適正を欠くという判断で不合格となった経緯があります。その内容ですが、例えば生徒にとって理解し難い表現があったり、生徒が誤解する恐れがあるという表記があったり、不正確な記述や明らかな誤記もあったということから不合格になっております。そのため、文科省の検定を通過して合格している教科書においてはそのような配慮や、児童生徒が混乱しないような合格の基準が示されていることから、たとえ教科書が別の会社が変わったとしても、大きな混乱なく、児童生徒が適切に使えるような教科書が採択されるものと考えております。しかし、資料の提示方法や、ある事象についての文量の多寡というのは教科書によって差異があると思いますので、その辺も採択地区の地域の現状、または、実態に応じて適切に採択されるものと考えております。
- 山里委員 先生方は教科書が採択された時に、基本的に4年間同じ教科書を使うことになるのですか。
- 義務教育課長 はい。
- 山里委員 そうすると、教科書に掲載されているいろいろなエピソード、参照図やグラフなどを見て、4年間の授業の進め方を検討していろいろな指導計画等を作っていると思いますが、教科書を替えることによって、先生方が既に作成した授業計画を作り直すことが生じるのではないのでしょうか。
- 義務教育課 おっしゃるとおり、昨年度教科書が採択されておりますので、学校現場ではその教科書が効果的に活用できるように年間の計画を立てていますので、再度の採択になった場合、そのような年間計画を見直すという作業等が生じてくることになると思います。
- 山里委員 わかりました、がんばってください。

- 照屋委員 今回の自由社の教科書が検定に合格したことで、各採択地区において自由社の教科書採択を判断する審議委員会が開かれるのでしょうか。
- 義務教育課長 昨年度行われたような採択審議が各地区で行われることとなります。

【採択の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

(7) その他
特になし

(8) 閉会
金城教育長が閉会を宣言した。